

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	福島県本宮市

本宮市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 本宮市産業部農政課
所 在 地 福島県本宮市本宮字万世 2 1 2 番地
電 話 番 号 0 2 4 3 - 2 4 - 5 3 8 6
F A X 番 号 0 2 4 3 - 3 4 - 3 1 3 8
メールアドレス nourin@city.motomiya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福島県本宮市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	・ 水稲	341.1千円	0.3000ha
	計	341.1千円	0.3000ha
ハクビシン	・ 果樹 ぶどう	9.7千円	0.0009ha
	計	9.7千円	0.0009ha
ツキノワグマ	計	0千円	0ha
カラス	・ 水稲	58.0千円	0.0510ha
	計	58.0千円	0.0510ha
ニホンジカ	・ 水稲	2.3千円	0.0020ha
	計	2.3千円	0.0020ha
アライグマ	・ トウモロコシ	1.9千円	0.0015ha
	計	1.9千円	0.0015ha
合計		413.0千円	0.3554ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシによる被害は、ここ数年減少傾向にあるが、市の北東部および南西部の中山間地域にあたる農地を中心に確認されている。被害内容は水稲への食害であるが、農作物の被害だけでなく、農地の掘り起しや、水田畦畔・農道法面・水路等破壊の被害も多発している。岩根・青田・稲沢・長屋・和田地区など多くの地域で被害が確認されている。 ②ハクビシンによる被害は、7月から9月の期間、市内全域において果実等の被害が発生している。近年は生息域拡大の傾向にあり、市街地の家庭菜園でも被害が確認されている。
--

③ツキノワグマによる被害は確認されていないが、５月から１１月の期間、青田・岩根地区において農地への侵入痕や目撃情報がある。また、住宅団地等住宅密集地や学校付近での目撃情報もあり、今後被害が発生する恐れがある。

④カラスによる被害は、水稻移植苗の引き抜きが発生している。市街地を含む市内全域で生息が確認されているため、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

⑤ニホンジカによる被害は、水稻への食害が発生している。岩根地区での被害が主であるが、近年は生息域拡大の傾向にあり、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

⑥アライグマによる被害は、市街地の家庭菜園による被害が発生している。市街地を含む市内全域で生息が確認されているため、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

- (注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 ２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）		目標値（令和１０年度）	
	被害額	被害面積・量	被害額	被害面積・量
イノシシ	341.1千円	0.3000ha	230.0千円	0.2000ha
ハクビシン	9.7千円	0.0009ha	5.0千円	0.0005ha
ツキノワグマ	0千円	0ha	0千円	0ha
カラス	58.0千円	0.0510ha	35.0千円	0.0300ha
ニホンジカ	2.3千円	0.0020ha	1.2千円	0.0010ha
アライグマ	1.9千円	0.0015ha	1.0千円	0.0010ha
計	413.0千円	0.3554ha	272.2千円	0.2325ha

- (注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 ２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	本宮市鳥獣被害対策実施隊に委託して、捕獲を実施した。 捕獲手段に関しては、銃器、	高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が急務となっている。また、捕獲技術の向

	箱わな、くくりわなを用いて行った。	上が課題となっている。 さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても喫緊の課題となっている。									
防護柵の設置等に関する取組	防護柵（電気柵）設置者個人に対し、設置費の補助を行った。 過去の実績 <table> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7戸</td> <td>1.0km</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>1戸</td> <td>0.48km</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>1戸</td> <td>0.5km</td> </tr> </table>	令和4年度	7戸	1.0km	5年度	1戸	0.48km	6年度	1戸	0.5km	市東部は阿武隈山系の中山間地域が多く占め耕作放棄地が年々増加している。また、市西部は奥羽山脈から続く大名倉山系を抱え、鳥獣の生息域と住民の生活環境が近接している。このことから有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）、防護柵の設置、住民に対する啓発活動が課題となっている。
令和4年度	7戸	1.0km									
5年度	1戸	0.48km									
6年度	1戸	0.5km									
生息環境管理その他の取組	森林整備による間伐や雑草の定期的な刈り払いにより鳥獣のすみかを管理し、農作物残渣は肥料として利用した。	鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払いや緩衝帯の整備等、地域住民が一体となった対策の実施及び管理者の特定が困難である放任果樹等の誘因源の整備が課題となっている。									

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで、本宮市では捕獲中心の被害対策が取られていたが、捕獲者の減少は顕著であり、捕獲だけでは増加傾向にある鳥獣被害に対応することは難しいことから、今後は、住民と一体となった総合的な対策活動を展開していくこととする。

本宮市有害鳥獣対策協議会では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業などを活用して、地区住民の被害防止対策活動への啓発と被害防護柵の普及に努め、その後の維持管理についても啓発を図る。

また、周辺市町村との連携に一層努めるとともに、地域が主体となって被害防止策を講じるために、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催して、有害鳥獣を寄せつけない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

①イノシシ

有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い(緩衝帯の整備)や、防護柵の普及に努める。さらに、地域住民に対して鳥獣対策の知識を普及するとともに地域住民が主体的に対策を講じる体制づくりを支援する。

イノシシの個体数調整については、有害鳥獣捕獲・狩猟により実施する。捕獲については、箱わなやくくりわなの追加導入や、効率的な捕獲方法の確立を図る。

②ハクビシン

地域住民による対策実施に向けた意識向上と知識の普及を図る。また、捕獲については、捕獲機材の貸出しを実施する。

③ツキノワグマ

地域住民に対して不要な果樹等の誘引木の伐採及び撤去、農作物残渣や生ごみを捨てない等の啓発活動を行う。捕獲については、箱わなによる効率的な捕獲方法の確立を図る。

④カラス

地域住民による対策実施に向けた意識向上と知識の普及を図り、有害鳥獣捕獲・狩猟を実施する。

⑤ニホンジカ

有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い(緩衝帯の整備)や、防護柵の普及に努める。さらに、地域住民に対して鳥獣対策の知識を普及するとともに地域住民が主体的に対策を講じる体制づくりを支援する。

ニホンジカの個体数調整については、有害鳥獣捕獲・狩猟により実施する。捕獲については、箱わなやくくりわなの追加導入や、効率的な捕獲方法の確立を図る。

⑥アライグマ

地域住民による対策実施に向けた意識向上と知識の普及を図る。また、捕獲については、捕獲機材の貸出しを実施する。

〔具体的な取組方針〕

- ① 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けた取組。
- ② 捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 周辺市町村と連携した捕獲・被害防止体制の確立を目指す。
- ④ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ⑤ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ⑥ イノシシの個体数調整については、有害鳥獣捕獲等により実施する。
- ⑦ 新規狩猟免許取得等の補助を行い、隊員の増加に向けた取組を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本宮市鳥獣被害対策実施隊	福島県猟友会本宮支部の協力を得て、本宮市鳥獣被害対策実施隊を編成し、市と委託契約を締結する。捕獲については、本宮市と本宮市鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。 個体との距離の関係からライフル銃による捕獲が必要とされる場合には、ライフル銃の所持・使用が認められる隊員に限り地域住民と情報交換を行いながら、捕獲を行う。
--------------	---

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記載する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、アライグマ	・本宮市有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材(箱わな等)の導入を進める。 ・目撃情報等を収集し、行動域を把握する。 ・狩猟免許取得について市内全域に広報等で周知する。
9年度	イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、アライグマ	・本宮市有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材(箱わな等)の導入を進める。 ・行動域に応じた効率的な捕獲方法を検討する。 ・狩猟(わな)免許取得にかかる研修への補助、鳥獣捕獲隊の知識向上を目的とした研修会を開催する。 ・狩猟免許取得について市内全域に広報等で周知す

		る。
10年度	イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、アライグマ	・本宮市有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材（箱わな等）の導入を進める ・行動域に応じた効率的な捕獲を実施する。 ・狩猟（わな）免許取得にかかる研修への補助、鳥獣捕獲隊の知識向上を目的とした研修会を開催する。 ・狩猟免許取得について市内全域に広報等で周知する。

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	イノシシについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
②	ハクビシンについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
③	ツキノワグマについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
④	カラスについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
⑤	ニホンジカについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
⑥	アライグマについては、福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による	第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による	第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による
ハクビシン	第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による	第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による	第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による

ツキノワグマ	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ツキノワグ マ管理計画の基準 による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ツキノワグ マ管理計画の基準 による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ツキノワグ マ管理計画の基準 による
カラス	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による
ニホンジカ	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ニホンジカ 管理計画の基準に よる	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ニホンジカ 管理計画の基準に よる	第１３次鳥獣保護 管理事業計画及び 福島県ニホンジカ 管理計画の基準に よる
アライグマ	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による	第１３次鳥獣保護 管理事業計画の基 準による

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲方法：	イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。 ハクビシン 箱わなによる。 ツキノワグマ 箱わな及び銃器による。 カラス 捕獲檻及び銃器による。 ニホンジカ 箱わな、くくりわな及び銃器による。 アライグマ 箱わなによる。
捕獲時期：	農作物被害が多発する４月から１１月ごろを重点とする。
捕獲場所：	人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施する。
捕獲実施：	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
個体との距離の関係からライフル銃による捕獲が必要とされる場合には、ライフル銃の所持・使用が認められる隊員限り下記の内容で捕獲を実施する。

捕獲予定場所：鳥獣保護区を除いた市内全域
捕獲実施：地域住民と情報交換を行いながら、捕獲を行う。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8 年度	9 年度	10 年度
イノシシ	電気柵1,500m (受益面積200 a)	電気柵1,500m (受益面積200 a)	電気柵1,500m (受益面積200 a)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ	・防護柵（電気柵）の設置に対する補助を行う。 ・春から秋ごろにかけ、行政放送や市広報紙等により、定期的に集落住民による適正な電気柵管理（除草・注意表示）が行われるよう啓発活動を行う。
9 年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ	・防護柵（電気柵）の設置に対する補助を行う。 ・春から秋ごろにかけ、行政放送や市広報紙等により、定期的に集落住民による適正な電気柵管理（除

	カラス ニホンジカ アライグマ	草・注意表示）が行われるよう啓発活動を行う。
10年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ	・防護柵（電気柵）の設置に対する補助を行う。 ・春から秋ごろにかけ、行政放送や市広報紙等により、定期的に集落住民による適正な電気柵管理（除草・注意表示）が行われるよう啓発活動を行う。

（注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・集落内において鳥獣の誘引原因となる未利用果樹や竹林等の調査を行い、情報の可視化及び提供を行う。
9年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・集約した情報を基に被害や目撃が多い地点へ重点的な対策を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・未利用果樹や竹林等の調査結果をもとに、集落に対し今後の利用や伐採計画等の検討を促す。
10年度	イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・集約した情報を基に被害や目撃が多い地点へ重点的な対策を行う。 ・重点的な対策の結果や効果の情報を集約し、今後の対策へ反映させる。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に

		関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・未利用果樹や竹林等の状況を適宜把握し、誘引原因として、集落等に被害発生の恐れがある場合は、順次伐採等を促す。
--	--	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

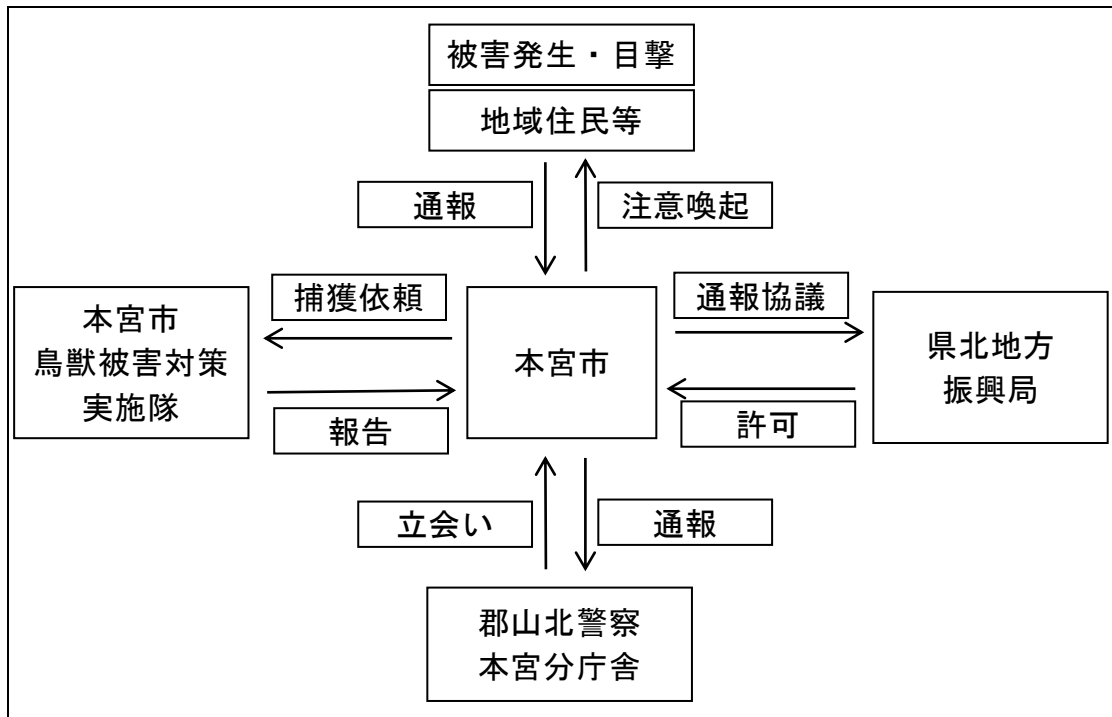
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
本宮市	関係機関へ迅速な連絡・調整 防災行政無線による住民への注意喚起 農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言および指導を行う。 情報の収集と現地調査 被害防止対策の実施 有害捕獲許可及び捕獲許可申請の手続き
郡山北警察本宮分庁舎	パトロール及び、住民への注意喚起 住民の安全確保 安全確認により銃の発砲許可
本宮市鳥獣被害対策実施隊	捕獲許可の下りた有害鳥獣の捕獲作業 発砲許可による射殺
福島県県北地方振興局	捕獲許可、情報提供、助言・指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

現在イノシシについては原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、食品としての取り扱いが困難であるため利用を行っていない状況にある。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	本宮市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
本宮市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

ふくしま未来農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と、対象地域を巡回し、営農(技術)指導を行う。
福島県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供と、対象地域へ被害防止対策の指導を行う。
阿武隈川漁業協同組合本宮支部	有害鳥獣関連情報の提供と、漁業被害防止に関する業務を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と、鳥獣の保護管理に関する業務を行う。
本宮市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣の捕獲を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北地方振興局 県民環境部	有害鳥獣関連情報の提供並びに鳥獣保護管理及び捕獲の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県農業総合センター 企画経営部	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県県北農林事務所 安達農業普及所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。
県南鯉養殖漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県県北農林事務所森林 林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言および指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日より本宮市鳥獣被害対策実施隊設置条例及び本宮市鳥獣被害対策実施隊設置条例施行規則に基づき、猟友会本宮支部から推薦のあった者に対し委嘱。有害鳥獣関連の被害調査と、有害鳥獣の捕獲を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農作物の被害は減少傾向にある。しかし、多くの地域では、耕作放棄地の増加に伴い、緩衝地帯の整備や集落単位での被害対策が困難な状況である。そこで協議会を通じ、関係機関と連携し、各地域・集落による被害対策活動を支援する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、本宮市有害鳥獣対策協議会として講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。